４　この様式に掲げる項目のうち該当しないものがあるときは、その表示を省略することができる。

５　この様式中「第３　貸借対照表」及び「第４　損益計算書」に注記すべき事項は、「第４　損益計算書」の次に一括して記載することができる。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府令・法務省令第二号

保険業法（平成七年法律第百五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

法務大臣　上川　陽子

外国保険会社等供託金規則等の一部を改正する命令

（外国保険会社等供託金規則の一部改正）

第一条　外国保険会社等供託金規則（平成八年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（免許特定法人供託金規則の一部改正）

第二条　免許特定法人供託金規則（平成八年大蔵省令第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第三号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第四号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第六号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第八号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第九号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

別紙様式第十一号中「印」を削り、同様式記載上の注意中「婚姻前の氏名」を「旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名」に、「当該氏名」を「当該旧氏及び名」に改める。

（保険仲立人保証金規則の一部改正）

第三条　保険仲立人保証金規則（平成八年大蔵省令第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「当該関係人が署名押印した」を削る。

別紙様式第一号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。

別紙様式第二号中「印」を削り、同様式に次のように加える。

（記載上の注意）

氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を「氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。